

一次審査における縦覧、横覧及び突合審査の実施について

保険医療機関から請求された電子レセプト（オンライン及び磁気媒体）を対象に、平成24年3月審査から一次審査での縦覧、横覧及び突合審査を行います。

1 縦覧審査

(1) 対象

医科の電子レセプト（オンライン及び磁気媒体）

(2) 概要

ア 当月請求分について、前月以前に請求されたレセプトを参考に審査（同一医療機関から請求された同一患者）を行い、疑義がある場合は、当月レセプトを査定又は照会返戻します。

イ レセプトの審査は、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」及び「医科点数表の解釈」に記載されている内容について審査します。

【期間が定められている医学管理等】

例：特定薬剤治療管理加算（臓器移植月から3月）、在宅移行早期加算、入院集団精神療法、通院集団精神療法

【複数月に1回と定められている検査】

例：骨塩定量検査、造血器腫瘍核酸増幅同定検査（血液細胞核酸増幅同定検査）等

【入院時に期間が定められている特定入院料】

例：一類感染症患者入院医療管理科、亜急性期入院医療管理科等

(3) 結果連絡及び支払

ア 査定又は照会返戻は、請求月の月末に増減点返戻通知書で連絡します。

イ 査定が生じた場合は、減額後の金額を請求月の翌月20日に支払います。

2 横覧審査

(1) 対象

医科の電子レセプト（オンライン及び磁気媒体）

(2) 概要

ア 当月請求分について、入院（DPCを含む。）と入院外レセプトの審査（同一医療機関から請求された同一診療月、同一患者）を行い、疑義がある場合は、査定又は照会返戻します。

イ レセプトの審査は、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」及び「医科点数表の解釈」に記載されている内容について審査します。

【入院と外来で月1回と定められている初診料等】

例：初診料、在宅療養指導管理料、検体検査判断料、検体検査管理加算、コンピュータ断層診断、調剤技術基本料

【退院後1か月以内は算定不可と定められている医学管理】

例：特定疾患療養管理料

(3) 結果連絡及び支払

ア 査定又は照会返戻は、請求月の月末に増減点返戻通知書で連絡します。

イ 査定が生じた場合は、減額後の金額を請求月の翌月20日に支払います。

3 突合審査

(1) 対象

医科レセプトと調剤レセプトの双方が電子レセプト（オンライン及び磁気媒体）。ただし、当分の間は、調剤レセプトが原則1,500点以上のもの。

【突合審査の対象としないもの（一次審査）】

- ・ 15歳未満の小児の医科レセプト
- ・ がん、難病の診断名がある医科レセプト

(2) 概要

適応のない医薬品が処方されていないかを突合審査します。

ア 当月請求分について、同一診療（調剤）月の医科レセプト及び調剤レセプトを突合します。

イ 調剤レセプトの医療機関番号、被保険者証番号、生年月日、性別、調剤レセプトの処方せん発行保険医療機関コードを用いて、医科レセプトと調剤レセプトを突合します。

ウ 医科レセプトの傷病名と調剤レセプトに処方されている医薬品の適応傷病名について、コンピュータ上でお互いの傷病名が合っているかどうかを突合します。

(3) 結果連絡及び支払

ア 査定又は照会返戻は、請求月の月末に突合点検連絡書で連絡します。

イ 査定が生じた場合は、当該請求月分の保険医療機関合計支払額から減額し、減額後の金額を請求月の翌月20日に支払います。

4 一次審査における縦覧、横覧及び突合審査の日程について

